

津山市立図書館電算システム及び関連機器の賃貸借に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「津山市立図書館電算システム及び関連機器の賃貸借」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 概要

- (1) 名称 津山市立図書館電算システム及び関連機器の賃貸借
- (2) 内容 図書館システム及び関連機器の更新と保守管理
- (3) 期間 令和7年3月1日～令和12年2月28日（5年：60ヶ月）

3 見積上限額

賃借料（図書館システム、関連機器、クラウドサービス、保守料、システム構築費用等全てを含む）
（月額） 841,500 円（消費税 10%込）

※リース終了時のハードディスク等のデータ滅却及びハードウェアの撤去・回収等の費用を含むものとする。

※提案見積は上限を超えてはならない

※この金額は、契約予定額を示すものではない

4 実施形式

公募型プロポーザル

5 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-------------------|
| 令和6年8月23日（金） | ：公募開始（ホームページ掲載） |
| 令和6年8月30日（金） 18時 | ：質問提出〆切 |
| 令和6年9月 3日（火） | ：質問回答予定（ホームページ掲載） |
| 令和6年9月10日（火） 18時 | ：参加申込〆切 |
| 令和6年9月12日（木） | ：参加資格審査通知送付 |
| 令和6年9月18日（水） | ：説明会 |
| 令和6年9月26日（木） 18時 | ：企画提案書等の提出締切 |
| 令和6年10月3日（木） | ：審査（プレゼンテーション審査） |
| 令和6年10月11日（金） | ：審査結果通知 |

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、企画提案者の提出締め切り時点において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しな

いこと。

- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示 津山市水道事業管理規程 第1号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名保留（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。また、指名業者に未登録の者も含め、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。なお、公募開始の日から結果通知の日までの間に、上記に該当する場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和4年10月以降に、国または地方自治体から図書館システムの構築、更新、保守管理業務を2件以上受注した実績があること。
- (7) 岡山県内に本社、支社、事業所、営業所等を有すること。

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第7号）により、メールで提出すること。上記以外の方法による質問や、期限以降の質問は受け付けない。

(2) 提出期限 令和6年8月30日（金）18時まで（必着）

(3) 提出場所 津山市立図書館
メール：toshokan@tvvt.ne.jp

(4) 回答方法 津山市のホームページにて公表

(5) 回答日時 令和6年9月3日（火）予定

8 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、要求仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解、遵守の上で、次の書類を提出すること。ただし令和6・7年度津山市指名業者登録名簿（物品・役務）に登録のある者は次の書類の内「イ・エ・オ・カ・キ・ク・シ」の書類を省略することができることとする。

ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第2号）

ウ 委任状（必要に応じて。様式第3号）

エ 法人の国税の納税証明書の写し（令和6年4月1日以降証明分）

- オ 法人の岡山県税の納税証明書の写し
(令和6年4月1日以降証明分。岡山県で課税がある場合のみ)
- カ 法人の津山市発行の市税等納税証明書
(令和6年4月1日以降証明分。津山市で課税がある場合のみ)
- キ 登記事項証明書(現在事項証明)の写し(令和6年4月1日以降証明分)
- ク 財務諸表の写し(直近決算のもの)
- ケ 営業実績書(様式第4号)
- コ 会社概要書
- サ 法人の属する市町村発行の市税等納税証明書
(令和6年4月1日以降証明分。課税がある場合のみ)
- シ 印鑑証明

(2) 提出期限 令和6年9月10日(火) 18時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留・レターパック)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所 津山市立図書館

〒708-8520 岡山県津山市新魚町17 アルネ・津山4階

TEL (0868) 24-2919

(5) 参加承認

メール・郵送にて、令和6年9月12日(木)に参加の可否を送付する。

9 説明会等(予定)

(1) 実施予定 令和6年9月18日(水)

(詳細な内容、日時等は参加承認時に通知する。)

(2) その他 応募予定事業者は必ず参加すること。欠席した場合は失格とみなす。

10 企画提案書提出期限及び作成方法

(1) 提出期限 令和6年9月26日(木) 18時まで(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留・レターパック)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出書類

ア. 企画提案書(様式第5号) 正本1部 副本8部

(ア) A4判用紙、縦型、横書き、左綴じで作成し、ページ番号を付して添付書類を含めA4判フラットファイルに綴じて提出すること。

(イ) 提案内容について記載すること。

(ウ) 企画提案書の内容にはシステム仕様書、システム構成図、機器仕様書、ネットワーク構

成図を含むこと。

(エ) 提案書には提案の要点をとりまとめた概要版をつけること。

イ. 機能要件確認書（様式第6号） 正本1部 副本8部

ウ. 見積書（様式第8号） 正本1部

(ア) 「津山市立図書館電算システム及び関連機器の賃貸借に係る公募型プロポーザル要求仕様書」に基づき作成すること。

(イ) 見積書に記載する令和7年3月から令和12年2月までの賃借料は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額（10%で計上）とし、「3. 見積上限額」に示す見積上限金額の範囲内であること。

(ウ) 見積書には、詳細な積算内訳書（構築費用、導入機器費用、保守費用）を添付すること。また、電算システムのコンバート費用（データ移行費用）等がかかる場合は構築費用の内訳に明示すること。ただし、全て「3. 見積上限額」に示す見積上限額の範囲内であること。

(エ) 見積内容は、企画提案書と同一のものとし、相違するものは認めない。

(オ) 見積額が「3. 見積上限額」を超える場合又は本賃貸借事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合がある。

(4) 提出場所 津山市立図書館
〒708-8520 岡山県津山市新魚町17 アルネ・津山4階
TEL (0868) 24-2919

1.1 審査方法

本プロポーザルの審査は以下のとおり行う。

(1) 審査（プレゼンテーション等による最終審査）

(ア) 日程：令和6年10月3日（木）を予定

(イ) 会場：津山市立図書館

(ウ) 実施時間：1社30分以内 質疑応答10分程度

(エ) その他：企画提案に基づいた内容とし、追加での提案内容や資料配付は認めない。
スクリーン及びプロジェクターは当館が用意する。

1.2 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

1.3 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 令和6年10月11日（金）予定

なお、最優秀提案者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間

は、通知を受けてから7日以内とする。

1.4 契約

最優秀提案者と契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は次点者と契約について協議するものとする。

1.5 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

1.6 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1社につき1案とする。

1.7 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費はすべて参加者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を津山市立図書館あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積上限額を超えた見積の場合

- キ 審査基準で設定する最低基準点を下回った場合
- ク 説明会を欠席した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう）することができるものとする。

- (5) 最終審査において最優秀提案者が2者以上ある場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。
- (6) 提案者が1者のみの場合であっても、その提案は有効とする。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.8 問合せ先

津山市立図書館

〒708-8520 岡山県津山市新魚町17アルネ・津山4階

TEL (0868) 24-2919

担当者：鈴木・西井・山田